

～鳥取型「新しい生活様式」実践向け～

クリーニング取次所における

事業継続のための新型コロナウイルス感染拡大予防対策例

鳥取県くらしの安心推進課

新型コロナウイルスに感染しないように営業を継続するため、クリーニング取次所が実施するサービス等の場面ごとに発生するおそれがある感染リスクへの対策例を整理しました。

皆さんの施設の状況や実情等にあわせて実践してください。

※ この対策例は最新の情報に基づき適宜更新していきます。

主な更新内容

次の感染予防対策の実施を追加しました。

- ① 店内では食事や化粧等のサービスを受ける時以外は、**お客様も従業員と同様に必ずマスクを着用する**よう要請すること。
- ② 来店時にお客様の体調確認を行い、**発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様の入店はお断り**すること。
- ③ **来店時にお客様に必ず手指を消毒していただく**よう要請すること。
- ④ **お客様に店内では大声での会話を控える**よう要請すること。
- ⑤ **お客様に厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨**すること。

新型コロナウイルス感染予防対策協賛店への参加

県版や業界ガイドラインを基に感染予防対策に取り組む事業者を、ステッカーの掲示や県HP（とりネット）に掲載して利用者にお知らせしています。

※ 協賛店の事業者の皆様は、

- ① **協賛店の証であるステッカー**
- ② **感染予防対策協賛店実施内容**
を利用者の見やすい場所に**掲示**しましょう。

※ 随時募集中です。**まだの事業者は是非、参加しましょう。**



問い合わせ先
新型コロナ克服くらしの
安心相談・応援窓口

東部 県庁くらしの安心推進課
中部 中部総合事務所生活環境局
西部 西部総合事務所生活環境局

☎0857-26-7989
☎0858-23-3982
☎0859-31-9637

正しい手洗いの方法



正しいマスクの着用



新型コロナ克服3カ条

1 **人と人 間が愛だ**
人と人が約2m離れば、飛沫感染防止で安心！



2 **三つもの 密だとミスだ**
三つの密（密閉・密集・密接）を回避！



3 **幸せは 予防で呼ぼう**
こまめな手洗いや咳エチケットで、
新型コロナウイルス感染症を予防！



消毒液の種類と用途

主な用途

石けん・ハンドソープによる手洗い

手指

アルコール（60%以上95%以下）

手指

物品

塩素系漂白剤等

（次亜塩素酸ナトリウム 0.05%以上）

物品

※ 以下を参考に、市販の塩素系漂白剤（主成分が次亜塩素酸ナトリウムであるもの）を薄めてください。
また、商品によって濃度が異なりますので、商品パッケージやメーカーのHPの説明をご確認ください。

- ①ハイター、キッチンハイター（花王）
水1Lに25mL（商品付属のキャップ1杯）
- ②ブリーチ、キッチンブリーチ（ミツエイ）
水1Lに10mL（商品付属のキャップ1/2杯）

※ 樹脂製の手袋をつけて取扱いましょう。皮膚に付いた場合、ただちに水で洗い流しましょう。

※ 腐食性があるので、金属へ使用した後は必ず水拭きしましょう。

クリーニング取次所の営業場面ごとの感染拡大予防対策

1 従業員の体調管理

- 従業員に出勤前に体温を測定させ、発熱や咳、咽頭痛等の症状がある従業員は自宅待機させましょう。
 - ▶ 従業員の体調不良を事前に把握することが重要です。
- 感染した従業員や濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止しましょう。
 - ▶ 体調不良の方が申し出られるよう、休暇を取りやすい環境・体制を作りましょう。

2 取次所の管理・清掃等

- 取次場所や事務室等は定期的に窓を開けるなど十分に換気をしましょう。
 - ▶ 営業時間中も空気を入れ替えることが重要です。窓がない場合は出入り口の扉を開けたり、換気扇や扇風機等を活用して空気の流れを作って吸込口（入口）と吸出口（出口）を意識して空気を入れ替えましょう。
 - ① 窓を開けても風が入りにくい場合の工夫
空気が入ってくる窓を小さく、空気を外へ出す窓を大きく開けて空気の流れを作りましょう。
 - ② 窓がない場合の工夫
換気口も無い場合は、ドアを開けて扇風機などで部屋の外に空気を出す流れを作りましょう。また、換気口がある場合は、ドアを開けて扇風機などで部屋の中に空気を送り込む流れを作りましょう。
- 取次場所には、お客様と従業員の直接の対面を避けるためにアクリル板や透明ビニールカーテンを設置しましょう。
 - ▶ 飛沫感染を防止することが重要です。お客様と従業員がともにマスクを着用するなど咳エチケットを実践していれば遮蔽対策は必須ではありません。
また、アクリル板等は洗濯物の受け渡しに支障がないように設置しましょう。
- 発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様には来店いただかないよう掲示をしましょう。
- 取次場所のテーブル、筆記用具、ドアノブ、手すり等の多くの方が触れる部分は、定期的に拭き取り清掃及び消毒液による消毒をしましょう。
- 事務室のドアノブ、手すり、トイレ等、従業員が触れる部分も拭き取り清掃及び消毒液による消毒をしましょう。
 - ▶ 営業時間中も定期的に拭き取り清掃・消毒を行い、接触感染を防止しましょう。
- 感染予防対策に万全を期していることや具体的な対策を従業員で共有しましょう。
- 感染予防のためサービス内容の変更・中止を事前に検討しましょう。
 - ▶ サービス内容を変更・中止する場合は、その旨を掲示しましょう。
- 新型コロナウイルス感染予防対策協賛店はステッカーとチェックリストを入口に掲示しましょう。

3 洗濯物の取次業務

- 来店時にお客様の体調確認を行い、発熱や咳、咽頭痛等の症状のあるお客様の入店はお断りしましょう。
 - ▶ お客様の体温確認のため、非接触型の体温計の導入も検討しましょう。
- 来店時にお客様がマスクを着用していることを確認し、店内ではマスクを着用するよう要請しましょう。
 - ▶ マスクを持っていないお客様に備えて、提供できるマスクを用意しましょう。
- 来店時に厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）の利用を推奨しましょう。
- 出入口に手指の消毒設備を設置し、入店時にお客様に手指消毒を要請しましょう。

- お客様に、会話は控えめにさせていただくよう要請しましょう。
- 接客時にはマスクを着用するなど咳エチケットを実践しましょう。
 - ▶ お客様には、マスク着用での接客に御理解いただくよう伝えましょう。
- こまめな手洗い又は手指消毒といった手指衛生を徹底しましょう。
- 取次場所で手続き待ちのお客様が密集しないようにしましょう。
 - ▶ 間隔を空けて並んでいただけるよう立ち位置を表示したり、分散して待機していただきましょう。
- 複数の従業員が取次業務に当たる場合は、間隔を空けて行いましょう。
 - ▶ 従業員の密集はお客様の密集にもつながります。間隔を空けることができない場合は、お客様の立ち位置も含めてアクリル板やビニールカーテンで仕切る、同時に取次業務を行わない等により密集を防ぎましょう。
- クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱うことができない取次所の場合は、新型コロナウイルス感染症患者や感染の疑いがある方の洗濯物は預かることができないことを、掲示したりお客様にお願いしましょう。
 - ▶ 一般のクリーニング取次所ではクリーニング業法第3条第3項第5号に規定する伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのある洗濯物を取り扱うことができません。同規定の洗濯物を取り扱うことができる取次所の場合は、十分な感染予防策*を行ったうえで預かってください。

3 洗濯物の取次業務（続き）

- 洗濯物のポケット内の確認はお客様自身が行うことを、掲示したりお客様にお願いしましょう。
 - ▶ マスクやティッシュペーパーなど、不衛生なものが残っていることがあります。お客様の理解を得て、確認をお願いしましょう。
- 電子決済を活用しましょう。現金等を扱う場合は手渡しを避け、トレイに置いて受け渡しましょう。
- お客様のもとに向いて取次業務を行う場合は、事前に連絡し了解をいただいたうえで訪問しましょう。
 - ▶ 訪問先では上記に記載の注意事項を守り、お客様の理解を得ながら感染予防に努めましょう。

4 営業終了後の片付け

- 清掃は、窓を開けて十分に換気してから作業を開始しましょう。
- 取次場所のテーブル、筆記用具、ドアノブ、手すり等の多くの方が触れる部分は拭き取り清掃及び消毒液による消毒をしましょう。
- 事務室のドアノブ、手すり、トイレ等、従業員が触れる部分も拭き取り清掃及び消毒液による消毒をしましょう。
- ゴミ箱のゴミを回収し一時保管する場合は、ビニール袋に入れて密封保管しましょう。
- ゴミ出しを行う場合は、マスクや手袋を着用しましょう。マスクや手袋を外した後は必ず手を洗いましょう。

※以下の通知を参考に感染予防対策を行ってください。

医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて
(令和2年4月24日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)